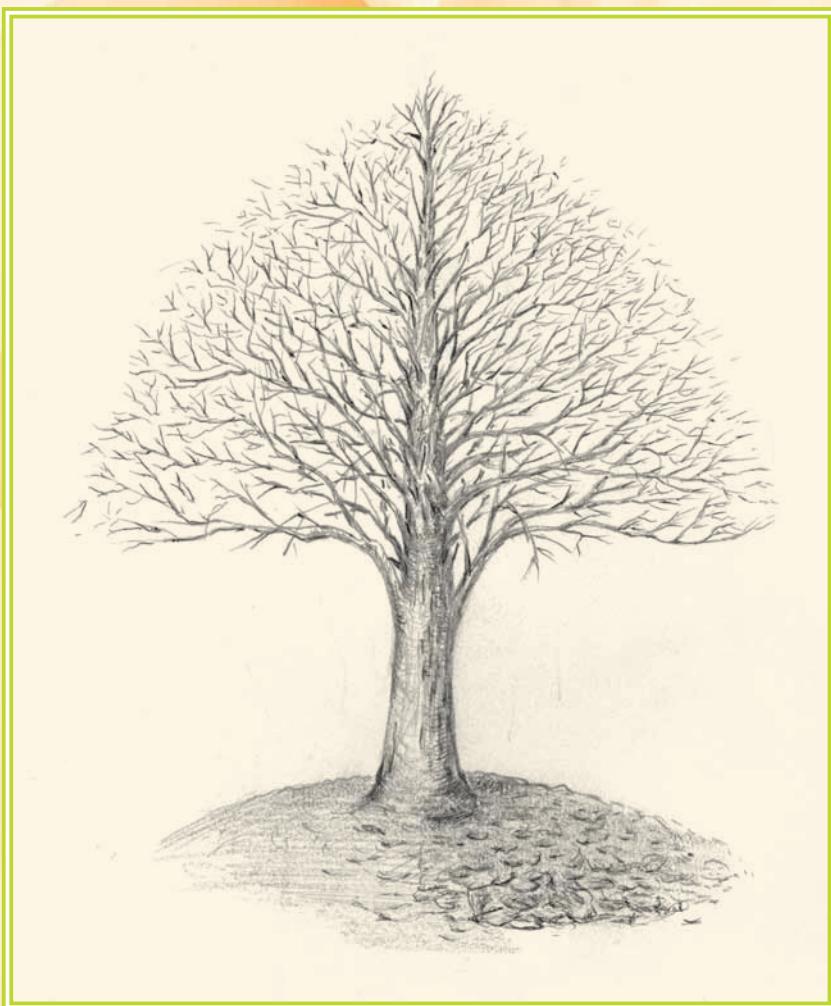


いじめ問題の 解決に向けて

II



平成21年3月

愛媛県教育委員会人権教育課

はじめに

インターネットを中心としたＩＴの普及は、わたしたちのライフスタイルに大きな影響を及ぼしています。総務省の「情報通信白書」平成20年度版で、国内でインターネットを利用している人は国民の約7割に上り、ここ10年間でその利用者数は7倍以上に増加しています。

これまでわたしたちは、テレビや新聞等のマス・メディアから情報を取得してきました。しかし、インターネットの普及によって、それまで情報の「受け手」であったわたしたちの側からも、「送り手」として情報を発信できるようになりました。その結果、マス・メディアから一方的に情報を受けるだけでなく、「受け手」と「送り手」が双方向で情報を交換できるようになっています。一方、インターネットの普及は、ネットいじめや電子掲示板等への悪質な書き込みなど、新たな人権課題を生み出しています。

インターネット上の代表的な人権侵害としては、なりすましメールやチェーンメール、学校裏サイトへの書き込みなどがあります。これらはいずれも匿名性が高く、時に、個人についての誹謗中傷や虚偽の情報が記載されることがあります。その結果、不適切な電子メールや学校裏サイトへの書き込みが、子どものいじめにつながったり、命にかかる問題にまで発展するケースも出ています。本県においても同様の傾向が見られ、学校や関係機関での適切な対応が求められています。

そこで、昨年度に引き続いて、文部科学省の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を受けて、今治市のいじめ対策ネットワーク研究の取組と、ネットいじめを中心としたインターネット上の人権侵害を取り上げ、これらの解決に向けた具体的な取組を提案する資料を刊行することにしました。

本資料では、学校や家庭、地域において、具体的な取組を進めるうえで役立つ実践例をいくつか紹介しています。この資料が教育現場等で積極的に活用され、いじめ問題の解決に少しでも貢献できれば幸いです。

最後になりましたが、本資料の作成にご尽力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成21年3月

愛媛県教育委員会人権教育課長

目 次

はじめに

第1章 いじめ対策ネットワーク研究

1 研究の概要.....	1
2 研究推進学校群の取組（朝倉中学校、上朝小学校、下朝小学校）.....	3
3 研究協力学校群の取組（南中学校、清水小学校、富田小学校）.....	6

第2章 インターネットによる人権侵害の解決に向けて

第1節 インターネット社会の現状と対策

□ 青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査.....	9
□ 県内高校生の携帯電話に関する調査.....	10
□ 人権侵害の事例と対応	
○ 事例1 「チェーンメール」	11
○ 事例2 「出会い系サイト」	12
○ 事例3 「悪質な書き込み」	13
○ ネット上で人権侵害を受けた場合の対処方法例.....	14

第2節 モラルとマナーの確立

□ 義務教育での取組	
○ 小学校「相手に気持ちよく伝えよう」	15
○ 中学校「正しいメールの使い方」	19
□ 高等学校での取組「インターネットと人権感覚」	23
□ 家庭での取組.....	27
□ 相談窓口一覧.....	29
□ 用語解説.....	30

第1章 いじめ対策ネットワーク研究

1 研究の概要

(1) 研究テーマ

いじめの根絶を目指して

－9年間を見通した総合的な取組をとおして－

(2) 研究テーマを設定した背景

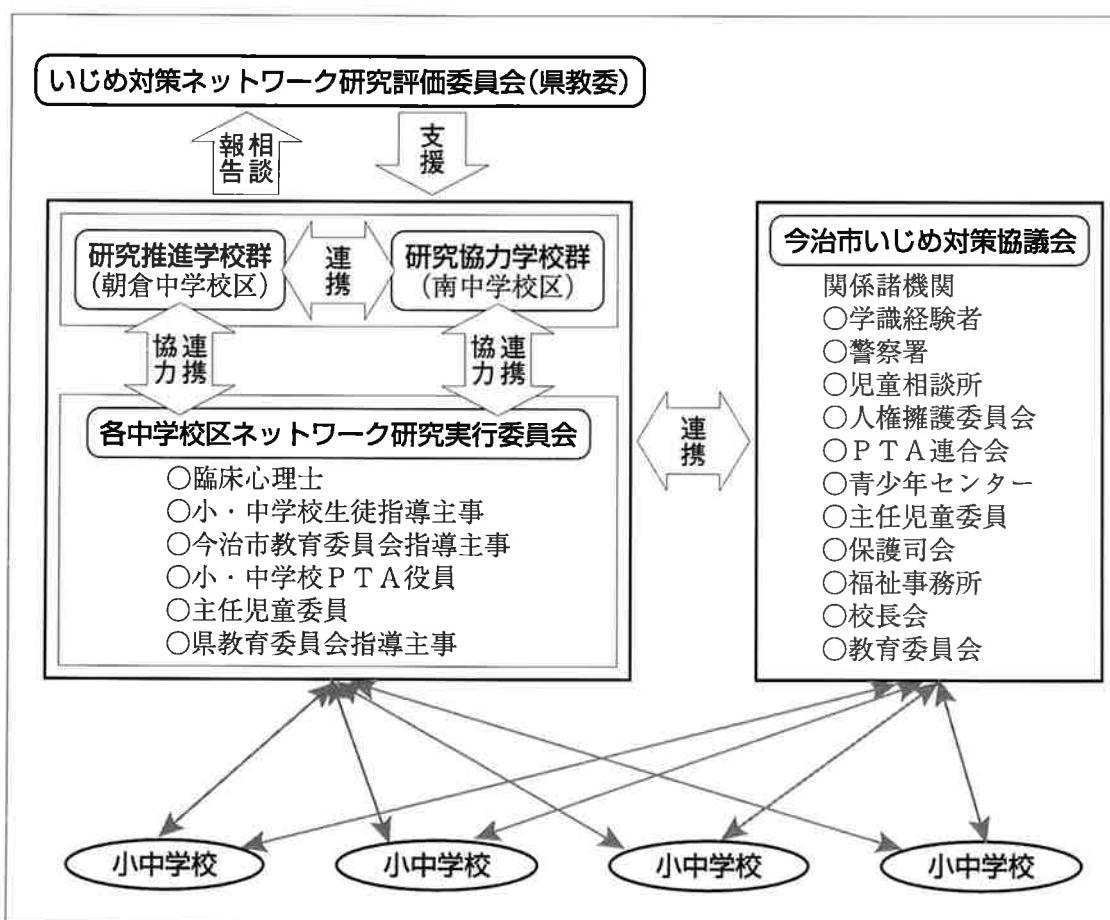
これまでに、全国でいじめが原因と思われる自殺により、多くの尊い命が失われた。今治市の中学校においても、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生した。事件から、本市のいじめ問題について、以下の課題が考えられる。

ア 「いじめの根絶」を目指した学校教育全体での取組について

イ 小学校と中学校の連携について

ウ 家庭や地域・関係諸機関との連携について

(3) 調査研究の推進組織体制



ア 今治市いじめ対策協議会の設置

「児童生徒をまもり育てる協議会」と「今治市いじめ対策協議会」を連携させることにより、いじめ問題に対する理解を深め、地域ぐるみでいじめ問題の根絶を目指す活動を行う。また、今治市全体での対策協議会を設けることで、学校と関係諸機関との連携を一層深め、協力・支援体制を確立する。

「今治市いじめ対策協議会」において、研究学校群の取組について協議を行い、学校以外の意見を取り入れることにより、実践研究の深化を図るとともに、学校と関係諸機関の協力・支援体制を一層深める。

イ 研究学校群の実践

平成19年度は、研究推進学校群（朝倉中学校、上朝小学校、下朝小学校）が実践研究に取り組む。平成20年度は、研究推進学校群においては、平成19年度の取組の成果と課題をふまえ、更なる取組の充実を図る。また、研究協力学校群（南中学校、清水小学校、富田小学校）を指定し、平成19年度の朝倉中学校区の取組を学校の実態に即して取り入れ、実践研究に取り組む。

研究内容は、「児童生徒をまもり育てる協議会」で報告し、各小中学校への普及を図る。

(4) 研究内容

ア 9年間を見通した指導計画を作成し、各学校・各学級における学校教育全体をとおした指導の充実を図り、いじめの未然防止や早期対応に関する具体的な方策を実践し、成果と課題を明らかにする。

イ 小学校と中学校の連携を密にし、進学時の円滑な対応を図る。

ウ 研究学校群には、「いじめ対策ネットワーク研究実行委員会」を設置し、家庭・地域との連携を図る。

(5) 考察

本市のいじめ認知件数は、右の表のように減少の傾向にある。最大の要因は、児童生徒を直接指導する各学校の取組の成果であると考えられる。特に学校の取組では、指導に役立てられるよう児童生徒理解を深めるため、小中学校の交流を充実し、情報交換を密にしたことが大きな要因と考えられる。そして、本研究で設置した「今治市いじめ対策協議会」により、関係諸機関と学校・家庭・地域との連携が深まったこともその要因の一つと考えられる。

また、本市では、平成18年度末に研修資料として活用できるよう「いじめに関する指導の手引き」を作成し各校へ配布した。平成19年度からは相談活動の充実を図るために、全小中学校へ「ハートなんでも相談員」等の相談員を配置した。平成19年度には、各校のいじめの予防・早期発見・早期解決の取組や校内研修の充実を図るために、「いじめ対策リーダー養成研修会」を計画し実施した。参加者は、各校1名を教育委員会から指名し、年間4回の研修会を計画し、第2回まで実施した。その後は、愛媛県教育委員会が主催する「いじめ対策チームリーダー養成講座」と兼ねて実施した。これらの取組もいじめ認知件数の減少に影響を与えていると考えられる。

今後も、ネットいじめ^{*}等の問題も併せ、いじめはどの子にもどの学校にも起こりうるという危機意識をもち、いじめの予防・早期発見・早期解決を目指した地道な取組を続けるとともに、家庭・地域・関係諸機関との連携を維持していかねばならないと考えている。

^{*}巻末の用語解説に説明を掲載しています。

今治市のいじめ認知件数（件）

	小学校	中学校	合 計
平成18年度	65	63	128
平成19年度	12	23	35
平成20年度	3	6	9

（平成20年度は12月末現在）

2 研究推進学校群の取組（朝倉中学校、上朝小学校、下朝小学校）

(1) はじめに

ア 平成19年度の取組について

朝倉中学校区の小中学校において、いじめを許さない学校づくりを目指して小中学校の連携を図りながら、総合的な取組を実践してきた。その中で、小中学校間での授業公開や情報交換の場を多く設定することで、情報の共有が図りやすくなり、児童生徒理解が深まった。さらに、9年間を見通した「感じる心」を育てる年間指導計画を作成し、学年に応じた指導に対する共通理解を図ることができた。

平成19年度の取組は、愛媛県教育委員会人権教育課が作成し、平成20年3月に発行された人権啓発資料「いじめ問題の解決に向けて」に掲載されている。

イ 平成20年度の取組について

平成20年度は、昨年度の実践を引き継ぎながら、いじめを許さない学校づくりに向けた取組の更なる充実を図った。その中で小中学校間の教師が連携した授業実践、ネットいじめへの対策などの取組を新しく行った。平成20年度も研究を推進していくために、朝倉中学校区3校に共通して、「生徒指導部会」「学習指導部会」「地域連携部会」を設け、各部会において、次のような研究と実践を行った。

(ア) 生徒指導部会……小中学校が連携した指導体制の在り方

- 小学校と中学校との連携
- いじめを許さない学級・学校づくり

(イ) 学習指導部会……一人一人の人権を大切にする児童生徒を育てる指導方法

- 9年間を見通した「感じる心」を育てる年間指導計画の見直しとその活用
- 「感じる心」を育てる取組

(ウ) 地域連携部会……家庭や地域との連携の在り方

- 家庭や地域への啓発や発信
- 地域の人々とのつながりを深める活動

(2) 研究主題

いじめを許さない学校づくりを目指して

－小中学校の連携による総合的な取組をとおして－

(3) 研究の実際(主な取組)

ア 小学校と中学校との連携

(ア) 小中学校で連携した授業の実践1（小学校教諭を迎えて中学校で授業）

今年度2回目の小中連携の日に、中学校1年生の道徳の授業で小学校6年生の時の学級担任を迎えて、TT形式で授業を行った。正義感を主題に置き、いじめを許さない集団づくりや人を思いやる心の在り方について、生徒たちは真剣に考えることができた。授業の終末に両小学校の元担任教師が、教え子たちに教師自身の思いを語る場を設定した。生徒たちは真っすぐな眼差しで元担任の話を聞き入っていた。生徒の感想から、仲間の大切さと人の痛みの分かる人間であってほしいというメッセージが心に響いているようであった。「感じる心」を育てる取組の一環とすることができたと考えられる。また、小学校を卒業後も母校の先生方から見守られてい

るという実感をもたせることができ、大変有意義な取組となった。



授業の様子

生徒の感想 小学校の先生と中学校の先生が一緒に授業をしてくださって、印象深い授業になりました。その中でも、最後に小学校の○○先生が私たちに友達の大切さと尊さを強く語ってくださったことがとても胸に響きました。これからもいじめのない仲のよいクラスにしていきたいです。

(イ) 小中学校で連携した授業の実践 2（中学校教諭を迎えて小学校で授業）

10月21日と27日、中学校の教師が下朝・上朝両小学校を訪問し、人権学習の出前授業を行った。内容は、人権の歴史の導入部分の学習で、和やかな雰囲気の中にも「差別のおこり」について真剣に考え、両小学校とも大変意欲的に学習を進めることができた。また、楽しく人権について学べたことで、人権問題に対する興味・関心を高めることができた。同時に、来年度入学予定の小学6年生と中学校教師との人間関係づくりや児童の実態把握にも役立つことができた。



授業の様子

生徒の感想 兄の元担任の先生の授業ということで、とても楽しみでした。今日の勉強では、私たちのよく知っている映画「もののけ姫」の登場人物のセリフなどで庭づくりをしていた人たちが差別された理由をとてもわかりやすく学ぶことができました。中学校に行って、もっとくわしく知りたいです。中学生になるのが楽しみになりました。

イ いじめを許さない学級・学校づくり

(ア) 学級集団の状況把握

学級集団の状況を把握するために、今年度も3校において学級満足度を測定するためにQ-U検査（楽しい学校生活を送るためにアンケート）を実施した。今年度の第1回目の検査を5月、第2回目を10月に実施し、検査の分析結果を児童生徒の実態把握・指導に活用できた。

(イ) 携帯電話やインターネットを使つたいじめへの対策

昨今問題になっている学校裏サイト^{*}といった電子掲示板^{*}（以下「掲示板」）への書き込みや携帯電話を使ったトラブルを防止するために、7月16日に3校それぞれの学校で「ケータイ安全教室」を開催した。

保護者に対しては、7月1、2日の地区別懇談会で、携帯電話やインターネットの健全な利用について話をする時間を設定した。学校裏サイトなどの掲示板への悪質な書き込みや携帯電話へのフィルタリング^{*}サービスの導入などについて説明し、携帯電話やインターネットを利用したいじめやトラブルの未然防止について保護者への啓発を行った。

児童生徒に対しては、ネットいじめに対する具体的な対応の仕方などを学ぶ授業など、年間指導計画に基づいて、発達段階に応じた情報モラル教育を行っている。特に、電子メール（以下「メール」）は相手の顔が見えないため、送信ボタンを押す前には常に受け取る側の気持ちを考えること、学校裏サイトなどへの悪質な書き

込みは、書き込みをした人を特定できるので、そのような情報を把握したら必ず大人に相談することなど、児童生徒の実態に応じた指導を行った。

基本的には無視をして、相手にしない！電話をかけない！メールも送らない！危険なサイトには近づかない！それでも不安な場合は相談を！



- まず、絶対してはいけないことは、不安になってメールに書いてある番号に電話をかけたり、住所やメールアドレスなどの個人情報を教えたりしないこと。なぜなら、民間からプロバイダへの情報開示請求に対する場合は、プロバイダがパソコンのIPアドレスや住所、電話番号などの個人情報を教えることなどありえないからです。巧妙に相手の不安を募らせるようなことをメールやホームページ内に書いていますが、こちらに身に覚えのないことで元を特定されたり、不当な契約が成立したりしません。
- あまりに悪質なケースや請求が送られてくることに心当たりがある場合は、関係諸機関に相談してみましょう。(裏面に記載)
- ブラウザの未然防止には、出会い系サイトやアダルトサイトにアクセスしないことが大切ですが、子どもの携帯電話などに対しては、「フィルタリングソフト」を活用して有害サイトへのアクセスが制限できます。(携帯電話などの購入時にフィルタリングの契約をするのが一般的)



生徒の感想 「ケータイ安全教室」に参加して、携帯は便利な道具だと思っていたけど、それを悪用したり、だまされたりする人もいるので、怖い道具であることがわかりました。チェーンメールや出会い系サイトなどの対応も教えていただき、良い勉強になりました。

地区別懇談会や授業で活用した自作の啓発資料の一部

ウ 9年間を見通した「感じる心」を育てる年間指導計画

(ア) 年間指導計画の見直し

昨年度、小中学校が連携し、「感じる心」を「命を大切にする心」「思いやりの心」「認め合う心」「いじめを許さない心」の四つの心としてとらえ、9年間を見通した年間指導計画を作成したが、内容や活用の仕方を十分検討するには至らなかった。昨年度作成した年間計画を更に使いやすくするため、本年度は児童生徒に育てたい四つの心を、「命を大切にする心」「思いやり・認め合う心」「いじめを許さない心」の三つに集約し、3校が扱う内容が一目で分かるように、道徳と特別活動に絞って年間指導計画を作成した。道徳では二つの小学校が同じ副読本を使用しているので、各学年共通資料を指導計画に位置付けた。特別活動では各学年の発達段階を踏まえ、同じねらいの題材を意図的に位置付けた。

(イ) 年間指導計画の活用

作成し直した年間指導計画に基づき、道徳、特別活動で計画的に指導を行った。

また、小中学校の教員が交流し、授業研修会を行った。

(4) 成果と課題

ア 小中連携の日に、小中学校の教師がお互いの授業に参加した授業実践や情報交換の場を充実させることで、情報を共有化し、児童生徒理解を一層深め、小中学校の枠にとどまらない児童生徒を育てる体制づくりができた。

イ 9年間を見通した年間指導計画を見直すことで、小中学校での指導が一本化し、共通理解に基づく学年に応じた指導が行えるようになった。

ウ 児童生徒から地域の方々にあいさつをし、地域行事へ進んで参加しようとする態度が芽生え、その結果として学校、家庭、地域との情報交換の場が充実した。

エ 今後も小中学校の連携及び地域や関係諸機関との連携を密にし、総合的な目で児童生徒を守り育てる体制の更なる充実を図っていく必要がある。

オ 児童生徒の実態に応じて年間指導計画を見直しながら、9年間を見通した年間指導計画を活用し、「感じる心」を育てる取組を更に充実させていく必要がある。

3 研究協力学校群の取組（南中学校、清水小学校、富田小学校）

(1) はじめに

ア 平成19年度までの取組について

南中学校区においてもこれまでに、いじめやいじめに発展しかねない事例があり、様々な取組を行い、いじめの予防、早期発見、早期解決に努めてきた。なかには、小学校の頃からの人間関係に起因すると考えられる事例も見受けられたので、中学校の教師が小学校に出向いて積極的に情報交換・情報収集を行ってきた。

イ 平成20年度の取組について

いじめを許さない学校づくりを目指し、小中学校の連携による総合的な取組を更に充実させるため、朝倉中学校区の取組を本校区の実態に即して取り入れ、3校に共通の3部会を設け、次のような取組を行うことにした。

(ア) 生徒指導部会……小中学校が連携した指導体制の在り方

- 小中学校の連携
- いじめを許さない学級・学校づくり

(イ) 学習指導部会……一人一人の人権を大切にする児童生徒を育てる指導方法

- 9年間を見通した「共動する態度」を育てる指導計画の作成
- 「共動」する態度を育てる取組

(ウ) 地域連携部会……家庭・地域・関係諸機関との連携の在り方

- 家庭や地域への啓発や情報発信
- 地域の人々とのつながりを深める活動
- 関係諸機関・団体との連携

(2) 研究主題

いじめを許さない学校づくりを目指して

－小中学校の連携による総合的な取組をとおして－

(3) 研究の実際（主な取組）

ア 生徒指導部会

(ア) 小中学校の連携

教育相談票を活用し、新入生招集日の情報交換会や小中情報交換会を実施した。

(イ) Q-U検査を活用した学級づくり

学級の状況を把握し指導に生かすため、第1回は7月、第2回は12月に実施した。学級生活に満足している児童生徒が80%以上、いじめ被害0件を目標とし、支持的な学級づくりを目指し、全学級で次のような指導を行った。

- 学級のルールを確立するため、当番活動・係活動・生徒会活動をとおして責任感を育て、規範意識を高める。
- 児童生徒が表現する場を多く設定したり、様々な場面における具体的な対処法を学習させたりし、友達とかかわるための表現力、コミュニケーション能力を高める。
- 自己肯定感を高めるため、自己開示できやすい雰囲気をつくり、互いのよさを認め合う場面を多く設定して児童生徒相互の信頼感を高める。
- 学校行事や学級で取り組む活動をとおして、協力する楽しさや喜びを実感させ、

みんなでやり遂げたという充実感のある体験を積み重ね、自信をもたせるとともに集団への所属感を高める。

- 親しみと規律の統合を図れるよう、よりよい学級にするための建設的な意見を出せる集団を育成する。
- いじめに気付いて、自ら正しい行動ができるようにする。

次の表は、南中の第1回と第2回のQ-U検査結果をまとめたものである。



イ 学習指導部会

(ア) 9年間を見通した「共動する態度」を育てる指導計画の作成

いじめを許さない実践力を身に付けさせるためには、人の痛みが分かり、自発的に困っている人を支援しようとする態度を育てることが大切である。また、「自己肯定感」「集団への所属感」を感じさせ、「コミュニケーション能力」「表現力」「課題解決能力」などを高め、一人一人の児童生徒が自信をもち、自分が大切にされているという実感をもたせることを意図した指導が大切である。

これらのものは、「共に感じ、支え合う」活動や指導を行うことにより体験的に養われ、いじめを許さない態度や実践力向上につながると考えた。そこで3校では9年間を通じ、仲間と協力して一つのことを成し遂げる活動をとおして、「共動する態度」の育成を目指す指導計画を作成した。

(イ) 「共動」する態度を育てる取組

- 学級や学校全体で行う運動会種目の実施
全員リレー（清水小）、全校大玉運び（富田小）、全校綱引き（南中）
- 学級や学校全体で行う文化的な取組
 - 人権宣言の朗読、1万本ヒマワリ植栽（清水小）
 - 夏祭り集会、稻刈り、もちつき大会（富田小）
 - 式典や文化祭で行う学年合唱、全校合唱、校歌コンテスト（南中）
- 道徳の時間における取組（南中、清水小、富田小）
小中学校で「共感」「共動」「実践力」をキーワードにして指導案を作成
- 特別活動や総合的な学習の時間における取組（清水小、富田小）
 - 「よいところ」を発表し合う活動
 - 縦割りの地域別グループで行う独り暮らし高齢者宅訪問
- 合唱・フォークダンスを通じた集団づくり（南中）
- 言葉を大切にする授業（題材－「1秒の言葉」南中）

- 児童生徒の作品の読み取り（南中）

児童生徒の作品から心の状態を読み取れることを生かし、美術担当教師と担任が連携して児童生徒理解に役立てている。

- 3校人権・同和教育研修会（南中、清水小、富田小）

ウ 地域連携部会

(ア) 家庭や地域への啓発や情報発信

- 学校だよりによる啓発活動

- 地区別懇談会

- 人権・同和教育参観日

(イ) 地域の人々とのつながりを深める活動

- 婦人会の指導による「たのもさん」作り、郷土料理講習会

自分のことを大切に指導してもらった体験は、児童生徒の優しい言動の表出につながったと考えられる。



しめ縄作り

- 老人会の指導による小中学校合同しめ縄作り

世代を超えて活動する場面は貴重な体験であり、製作後、独り暮らしの高齢者に配って回った。

- 福祉施設訪問

(ウ) 地域の健全育成団体との連携と協力

- 南中学校区児童生徒をまもり育てる協議会

6月と12月に開催



青バト出発式

- こどもまもり隊との連携

児童生徒に与える安心感は多大なものがある。

児童の感想

今ではお互いの顔や名前を覚えています。「学校は楽しい?」「みんな仲よくしよる?」「困ったことはない?」とか声をかけてくれるので、何でも相談しやすいです。大勢の人が気にかけてくれているので、とても安心です。(富田小)

(4) 成果と課題

ア すべての教師が、あいさつ運動、日記指導などの日常的な活動にも、いじめを許さないという基本姿勢で取り組むことで、いじめを許さないという気持ちが児童生徒に浸透したと考えられる。地道な活動や指導を一貫して継続することで大きな効果が出てくることを再確認できた。

イ 地域との連携を一層深めることができ、地域の方々が児童生徒をしっかり見守ってくれていると実感できるようになった。なかには、「いじめにつながるのではないか」というような、地域で見た情報を学校に寄せててくれた方もおり、地域の協力を指導に生かすこともできた。

ウ 小中学校間の交流を計画的に実施することで、児童生徒理解を一層深め、指導に生かせる情報交換ができるようになった。

エ Q-U検査は、学級の状態を客観的に把握する有効な手段である。12月の調査結果では目標にまだ達していない。目指す学級づくりのために、その原因を考察し、担任だけでなく教師集団が指導方針を立てて取り組まなければいけない。

第2章 インターネットによる人権侵害の解決に向けて

第1節 インターネット社会の現状と対策

インターネットの普及によって、わたしたちの生活は快適で便利なものになった。しかし、一方では、差別を助長する表現やネットいじめなど、人権にかかわる様々な問題も発生している。また、ネットいじめが原因と思われる痛ましい事件も続発して大きな社会問題となっており、情報を適切に利用できる体制づくりが必要である。

□ 青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査（平成20年3月：文部科学省）

文部科学省が行った「青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査」で、掲示板を使った「学校裏サイト」などのサイト^{*}・スレッド^{*}数が、判明しただけで38,260件（図1：平成20年1月～3月）にも及ぶことが分かった。

なかでも、巨大掲示板にスレッドとして掲載されている「スレッド型学校非公式サイト」と呼ばれるものは、33,527件もあり、個人への誹謗中傷や暴力を誘発する書き込み（図2）など、人権問題にかかわる有害な問題を抱えているものが多い。

これらのサイトは、青少年を中心に日常的に利用されており、その実態を保護者や教師など大人が知らないことで、青少年が犯罪に巻き込まれる事例が急増している。

その対策として、法規制やフィルタリングによる規制のほか、学校における情報モラル教育の推進やリーフレット配布などによる啓発活動の推進が必要である。

図1 青少年が利用する学校非公式サイトのウェブサイト数に関する調査
(総数38,260件)

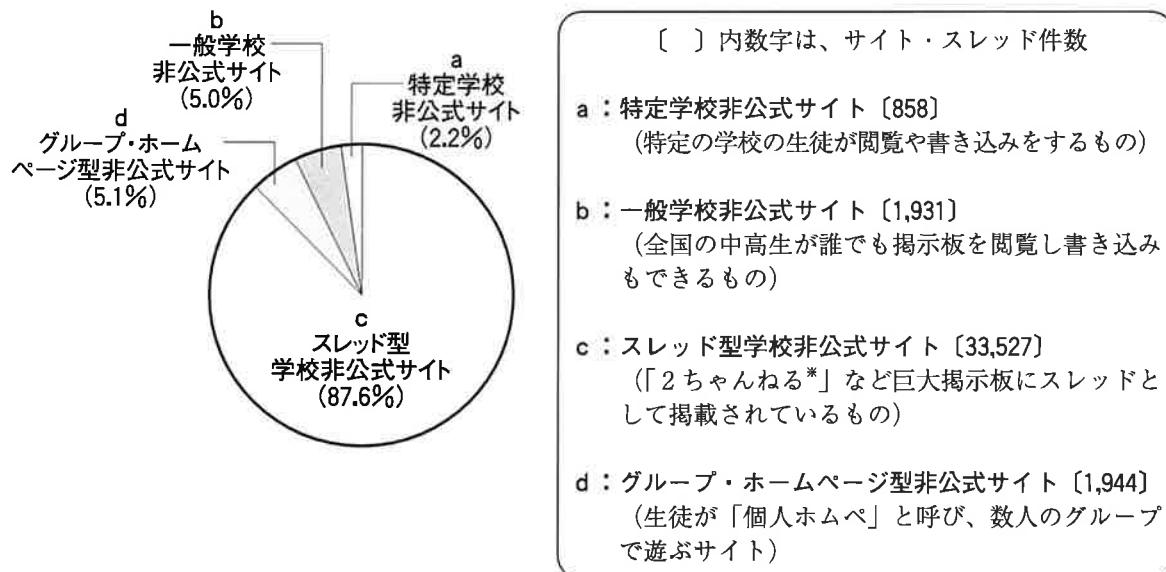
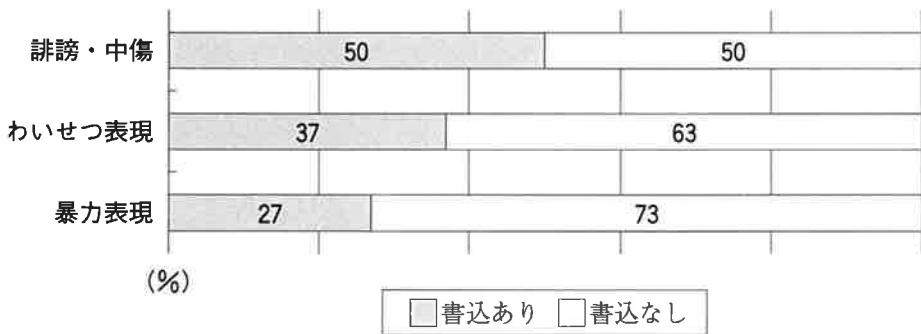


図2 サイト・スレッドの書き込み内容（約2000件のうち）

- ① 「キモイ」、「うざい」等の謹謗中傷の32語が含まれる書き込み (50%)
- ② 性器の俗称などわいせつな12語が含まれる書き込み (37%)
- ③ 「死ね」、「消えろ」、「殺す」等暴力を誘発する20語が含まれる書き込み (27%)

◆出典「青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査」(文部科学省 平成20年)

□ 県内高校生の携帯電話に関する調査（平成20年5月：愛媛県教育委員会）

愛媛県教育委員会が県内高等学校18校の生徒3,668名を対象に行った「携帯電話に関する調査」によると、自校に関する学校裏サイトなどを知っていると答えた者が22.1%、自校の学校裏サイトなどを見たことがあると答えた者が14.6%（下表1）となっている。学校裏サイトに書き込んだ経験がある者が2.1%（下表2）おり、男女の違いはほとんど見られない。手段として、主に携帯電話を利用して閲覧や書き込みを行っている。

学校裏サイトなどを見て落ち込んだ経験がある者が2.0%おり、そのことについて相談した相手は、「友達」と答えた者が41.0%なのに対して、身近な大人である「保護者」が8.4%、「教師」は4.8%と少ない。また、だれにも相談しなかった者が36.1%もいることが分かった。

学校に関する公式ページ以外の掲示板（いわゆる学校裏サイト）等について

表1 あなたの学校に関する学校裏サイトなどを見たことがありますか。（%）

	1年	2年	3年	男子	女子	県全体	全国
ある	4.3	17.4	23.8	11.6	18.1	14.6	23.3
ない	95.7	82.6	76.2	88.4	81.9	85.4	72.5

表2 あなたの学校に関する学校裏サイトなどに書き込んだことはありますか。（%）

	1年	2年	3年	男子	女子	県全体	全国
ある	0.3	3.3	3.2	2.1	2.3	2.1	3.2
ない	99.7	96.7	96.8	97.9	97.7	97.9	95.4

◆出典「インターネット上のトラブルにかかる対応マニュアル」
(児童生徒を守り育てる連絡会：愛媛県 平成20年)

□ 人権侵害の事例と対応

○ 事例1 「チェーンメール」

事 例

A君あてに、同級生のB君のことを誹謗中傷する次のようなメールが届きました。
「今日のBの態度は、キモイし、うざかったな。明日から、Bをシカトしようぜ。このメールを、今日中に5人に送ること。もしメールを止めたら、だれが止めたかすぐにばれるぜ。そのときは、そいつがターゲットだ」

問題の解説

チェーンメールとは、相手を特定しないでメールの転送を求めるメールのことを言い、「不幸の手紙」と呼ばれたものとよく似ている。

この事例のように、仲間外しを目的としたものやからかいなど、いたずらを目的にしたメールが多く、内容についても事実と異なるものがほとんどである。また、メールの最後に「このことを○人に送ること」といった言葉が書かれているのが特徴である。さらに、別の人へ転送しないと、不幸が自分にふりかかってくるという内容で、他人を不安に思わせ、転送させることを目的とした悪質なものである。

対 応

- ① トラブルに巻き込まれた場合は、速やかに親や学校に相談するよう指導する。
- ② チェーンメールは、この事例のように、仲間外しやからかいなど、いたずら目的の内容がほとんどであり、正当な根拠もないことに気付かせる。
- ③ 内容によっては、プライバシーにかかわる情報もあり、人権を侵害するだけでなく、最悪の場合は、命を奪うことになりかねないことを指導する。
- ④ チェーンメールは、転送しなくてもだれが止めたかは絶対にわからないことを教えるとともに、転送してしまうと受け取った人が迷惑するだけでなく、送った本人が迷惑行為の加害者になることになるので、絶対に転送しないよう指導する。
- ⑤ チェーンメールを送ってきた者に対しては、クレームのメールを返すと逆にトラブルになることもあるので、そのようなことをしないように指導する。
- ⑥ どうしても転送しないと不安な場合や解決できそうにない場合は、相談窓口（相談窓口一覧11参照）を紹介し、そこに相談する方法もあることを知らせる。



○ 事例2 「出会い系サイト」

事例

Aさんは、趣味の情報を得たいと思い、「出会い系」Webサイトにアクセスしました。そこにある「チャット」の部屋で、自分と趣味が同じの男性の友達ができました。チャットで会話をするうちに、年齢も同じ高校3年生で、近くに住んでいることが分かりました。すっかり仲がよくなり、会おうということになりました。

ある日、約束した場所で会うと、思っていた人とは違い、年齢はどうみてもずっと年上でした。その男性に脅迫されてメールアドレスと住所を教えてしました。その日は、会った時刻が昼間だったこともあり、無事に帰ることができましたが、早速、「次の土曜日の夜10時に会おう」とメールが入りました。「親や友達に相談すると殺すぞ」と脅されており、Aさんは怖くてどうすればよいか分からず、不安になりました。

問題の解説

内閣府が平成19年6月に行った「人権擁護に関する国民の意識調査」において、インターネットによる人権侵害の問題として、「出会い系サイト^{*}など犯罪を誘発する場となっていること」が最も多い項目となっている。出会い系サイトについては、18歳未満が利用することを法律（出会い系サイト規制法^{*}）で禁じている。

この事例は、出会い系サイトで仲がよくなり実際に会ってみたら、全く予想していなかった人物と分かり、危うく事件に巻き込まれそうになったというものである。

チャット^{*}やメールの交換では、全く面識のない人物であっても、会話を続けるうちに、仲のよい友人のように感じてしまうことがある。実際にそうなる場合もあるが、本来なら接触することがない正体不明の人物と出会ってしまうという怖さがある。したがって、姿の見えない人物と会うということは、最悪の場合、命にかかる危険性を伴うということを認識しなければならない。

また、このような現状を、保護者や教師など大人の多くが知らないことが問題である。大人は、健全な利用ができるように子どもたちを指導・監督する必要がある。

対応

- ① トラブルに巻き込まれた場合は、速やかに親や学校に相談するよう指導する。また、脅迫やストーカー行為にあった場合は、警察に相談するよう指導する。
- ② 出会い系サイトで知り合った人物と不用意に会わないように指導するとともに、メールアドレス^{*}や住所などの個人情報^{*}を、簡単に漏らすことがないように指導する。
- ③ 家庭では、日ごろから子どもとコミュニケーションをとり、子どもが何をしているのか関心をもつとともに、フィルタリングサービスなどをを利用して、子どもを有害情報から守るようにする。



*正式名称「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」

○ 事例3「悪質な書き込み」

事 例

Aさんは、インターネット上にある掲示板で、知り合った人たちと意見の交換をしていました。

ある日、その掲示板を開いてみると、賤称語を使ってAさんを誹謗中傷する書き込みを発見しました。

驚いたAさんは、他にもこのような書き込みがあるのではないかと思い、確認すると、同じ人物からと思われる同様の書き込みをいくつか発見しました。

Aさんは、その日のうちにその書き込みを両親に見せて、相談をしました。そして翌日、担任の先生に相談をしてみました。

問題の解説

同和問題にかかわるインターネット上の人権侵害には、差別的な中傷記事を掲載したり、いわゆる「部落地名総鑑」を配布したりするものが知られている。近年、掲示板やホームページへの書き込みによる人権侵害の事例は、悪質で深刻なものとなってきている。

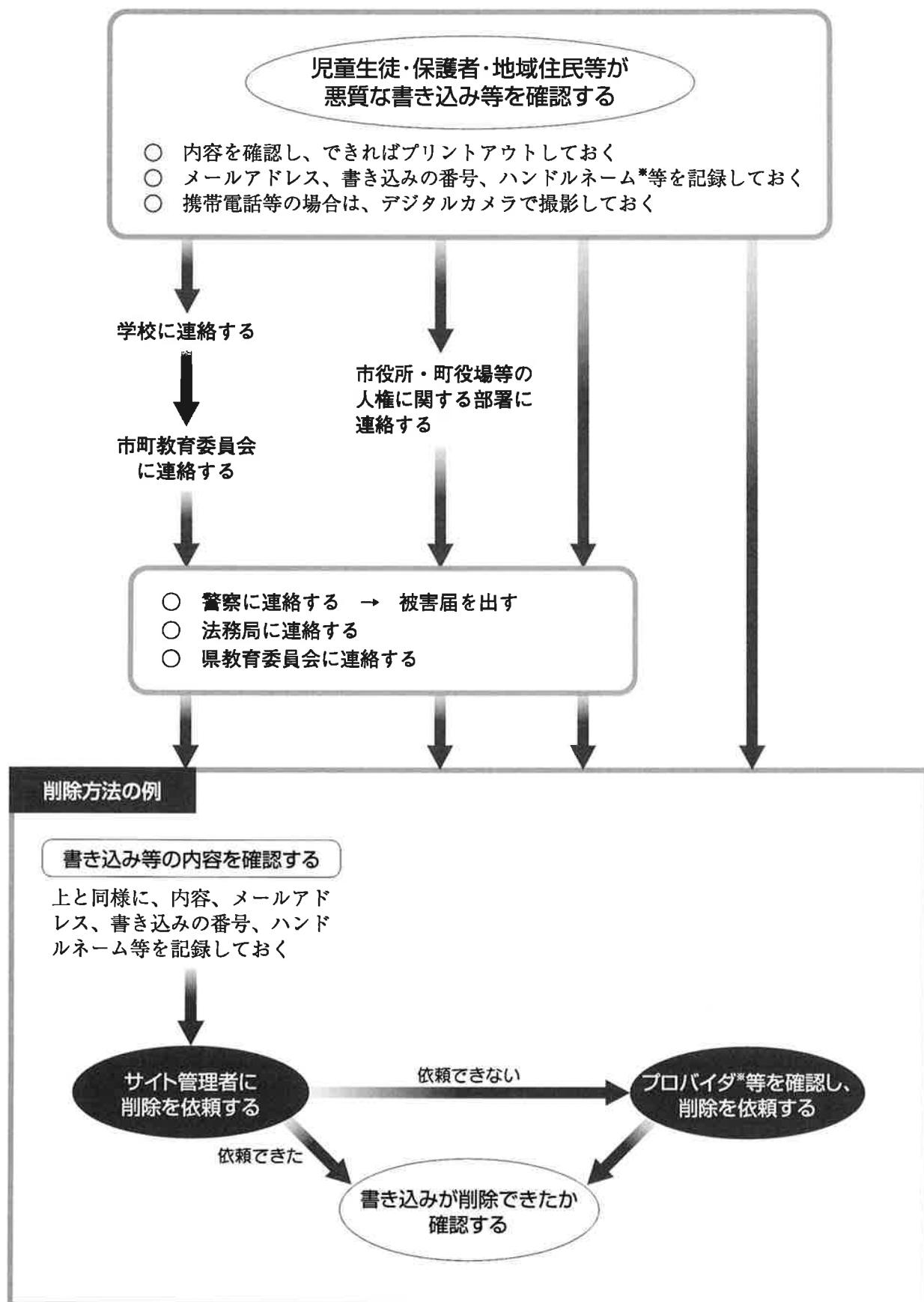
特に、匿名性を利用した悪質な書き込みの内容としては、実際の被差別部落の地名や被差別部落に対する偏見が書き込まれたり、上記の事例のように差別表現や差別語を使った誹謗中傷が行われたりするなどの報告がある。こうした行為は、多くの人々を傷つけ、苦しめるばかりでなく、同和問題に対する誤った認識を不特定多数の人々に与え、かえって差別意識を助長し、差別を拡大させてしまう場合も少なくない。同和問題の解決に向けた取組として、こうした悪質な書き込みの根絶に向けた共通認識と、毅然とした対応が求められる。



対 応

- ① 同和問題にかかわる悪質な書き込みであることを踏まえ、相談を受けた学校は、書き込み内容の証拠となる本文とログ*を記録（可能な場合は印刷）し、人権にかかわる相談窓口（相談窓口一覧参照）に申し出る。相談窓口は、関係機関との連携を図りながら、事実確認を行う。
- ② 関係機関との連携のもと、適切な事実確認を行った後、サイト管理者に対して緊急に削除要請（対処方法例を参照）を行う。
- ③ 発見者が生徒であることを踏まえ、学校は保護者や関係機関との連携を図りながら、当該者の精神的なケアに当たる。
- ④ 学校においては、同和問題の解決に向けた取組、情報モラル、インターネットリテラシー*に関する指導を再点検する。

○ ネット上で人権侵害を受けた場合の対処方法例



◆参考文献 「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」 (財)コンピュータ教育開発センター

第2節 モラルとマナーの確立

□ 義務教育での取組

小学校	中学年・高学年
メールや掲示板利用のマナー	
道徳	

相手に気持ちよく伝えよう

1 主題設定の理由

(1) インターネットの普及により、距離を超えて、様々な人と気軽にコミュニケーションを楽しむことができるようになった。その反面、メールやチャットなどの文字だけのやりとりでは、気持ちや感情がうまく伝わらず、思いもかけない誤解が生じ、トラブルになることも少なくない。メールで送信するときには、相手がこのメールを受け取ったときにどのように感じるか、常に相手の気持ちや立場を考えることが大切である。このことは、手紙や葉書などを送るときと、何らその重要性に変わりはない。

現在、携帯電話やインターネットを利用して、コミュニケーションを図る児童はまだ少数である。しかし、メールによる誹謗中傷やいじめ、インターネットを悪用した人権侵害など、人権にかかる問題が大きな社会問題となっている。だれもが本来の利便さを活用し、楽しめるようにするために、インターネット利用のマナーを発達段階に応じて系統的に指導する必要がある。

(2) 本資料「悟の失敗」は、普段は仲のよい悟と健太なのに、メールによって二人の気持ちにすれ違いが生じるという話で、実際の話し言葉をそのまま文字にしても、本当の気持ちが相手に伝わらないことを理解させるのに、適した教材である。メールのやりとりをしている児童は少ないが、日ごろ、だれもが自分の思いを伝えることが難しいという経験をしているので、なぜこのようなすれ違いが生じたのか、自分のこととして考えることができるものと思われる。

(3) 本取組においては、事前学習として、コンピュータ（校内LAN）を活用し、メールで自分の思いを相手に伝える体験をさせ、そのときに気付いたことや感じたことをまとめさせておく。

本時は、この体験を基に、思いもかけない誤解を与えてしまったことを悔やむ悟の気持ちを想像させ、パソコンや携帯電話のメールによる文字情報のみのコミュニケーションだけでは、自分の気持ちを伝えるのが難しいことに気付かせたい。そして、健太へのメールを書かせ、どのようなことに留意すれば、自分の気持ちを素直に伝えることができるのかを考えさせたい。

ここでは、インターネット・コミュニケーションの特殊性を理解させるとともに、基本は日常的なモラルの延長線上にあることを忘れず、相手の気持ちや立場をしっかりと考えて行動する態度や、互いを尊重する心情をはぐくみたい。

2 ねらい

- (1) 文字情報のみによるコミュニケーションでは、友達の心を知らず知らずのうちに傷つけることもあることに気付かせる。
- (2) 読む人を思いやり、書いたことに責任をもつ態度を育てる。

3 展開

学習活動	指導上の留意点	評価の観点・方法
1 事前学習を振り返って、よかったことと、いやだと思ったことを話し合う。	<p>○前時の学習を想起させ、感じたことを発表されることによって、本時のねらいをつかませる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●励ましのメールをもらったので、うれしかった。 ●自分のメールを喜んでくれて、よかった。 ●すぐに返事が来たので、うれしかった。 ●悪口を言われているように感じた。 ●間違っていることが書かれていた。 	
2 資料「悟の失敗」を読んで話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ●普段の悟と健太 ●メールを送った悟の気持ちと、受け取った健太の気持ち ●返事が来ないときの悟の気持ち ●真司から「ほくだってこんなメールいやだよ」と言わされたときの悟の気持ち 	<p>○普段は、何でも話せる仲の良い友達であることをつかませる。</p> <p>○悟は、励ますメールを送ったつもりでいるが、健太は自分のミスを責められたと思って傷付いており、二人の気持ちの違いに気付かせる。</p> <p>なぜ、健太君は返事をくれないのだろう。不安になるよ。 励ましたのに、健太君の様子がおかしいな。何か怒っているのかな。</p>	
3 インターネットでコミュニケーションを図るときに気を付けることについて考える。 <ul style="list-style-type: none"> ●自分が健太にメールを送るとしたら ●文字だけで思いを伝えるときに気を付けること 	<p>○相手の顔や表情の変化などが見えない文字だけのメールでは、真意を伝えることは難しいことに気付かせる。</p> <p>○思いがけない誤解を与えてしまったことを悔やむ悟の気持ちを想像させる。</p>	<p>○健太の気持ちを考えて、メールを書いているか。(ワークシート)</p>
4 教師の説話を聞く。	<p>○友人の言葉によって励まされた経験を話し、だれもが気持ちのよいコミュニケーションを図ろうとする意欲を高める。</p>	<p>○日常生活でも絶えず相手の気持ちや立場に立った言動を行おうとする意欲を高めたか。(感想)</p>

2 資 料

(1) ワークシート

名前 ()
健 太

メールをもらったときの気持ち



メールを送ったときの気持ち



返事がもらえないときの気持ち

健太にメールを送るとしたら

「 」

本文

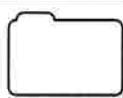


17

(2) 教材 「悟の失敗」

サッカー仲間の大の仲良しの二人（悟と健太）は、いつも「ボールいくぞ」「おお」「何やってんだよ、どじだなあしっかりとれよ。」「何言ってんだ。悟こそ弱チヨロボール。ちゃんと届くような玉送れよ」などと、大声で言いながらサッカーを楽しんでいる。「ひどい言い方、けんかになるよ。」とまわりから言われても、心が通じ合っているから平気平気と言って、あいかわらず楽しそうにサッカーをやりながら大声で話している。そんなある日試合があった。悟が送ったパスを健太が取ろうとしたが、ころんで敵に取られてしまう。試合は悟達のチームの負けで終了した。

落ち込んでいる健太を励まそうと悟はメールを送った。ところが返事も来ないし、次の日から健太の様子がどうもおかしい。ろう下の向こうから健太がやって来たので、悟は声をかけようとした。いつもならすぐにあいさつをしてくれるのになぜか悟を見ないようにしてさっと行ってしまい避けている。悟は遊びに来た友達の真司にメールの画面を見せて相談した。真司はメールを見るなりあきれて「これがはげましのメール？これじゃ健太が悟と会いたくないのも無理ないよ。落ち込んでいる時にこんなメール来たら、ますます落ち込むのは当然だよ。ほくだってこんなメールいやだよ。」と言った。悟は驚いて「えっ、いつも話しているように打ったんだけどなあ……。失敗したな。」と言い、もう一度メールを読んで考え始めた。



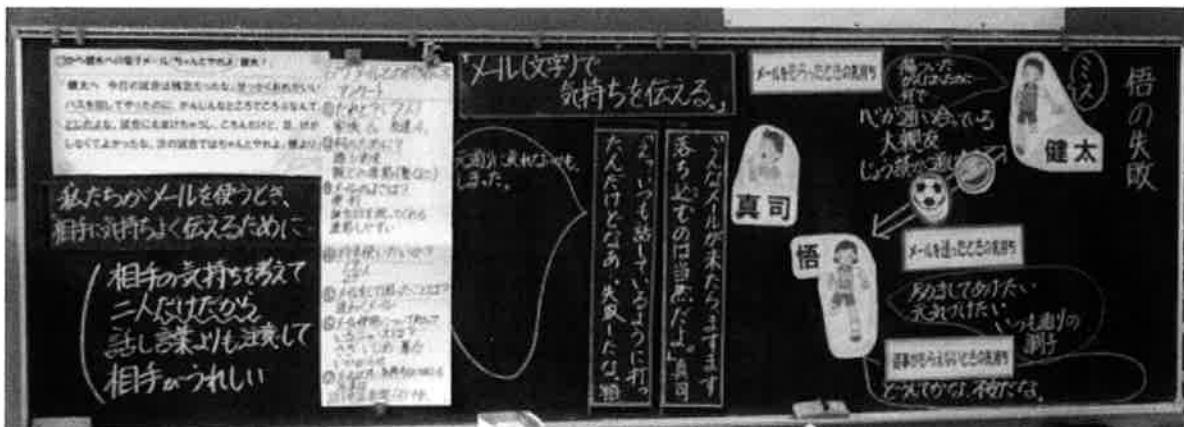
悟から健太への電子メール

「ちゃんとやれよ 健太！」

本文「健太へ 今日の試合は残念だったな。せっかくおれがいいパスを回してやったのに、かんじんなところでころぶなんて、どじだよな。試合にもまけちゃうし。こんだけど、足、けがしなくてよかったな。次の試合ではちゃんとやれよ。悟より」

* 上記の教材は、「すべての先生のための『情報モラル』指導実践キックオフガイド」（社団法人日本教育工学振興会）から引用しました。

(3) 板書



中学校	全学年
メールの使い方	
特別活動	

正しいメールの使い方

1 題材設定の理由

- (1) 携帯電話を所有する子どもの増加に伴い、メールでコミュニケーションを図る機会が増えている。しかし、相手の都合や立場を考えずに、深夜のメールや頻繁なメールの発信により、生活の乱れや友人関係を損なうことが多い。また、メールは文字を主とした表現であることから、意思疎通に食い違いが生じてトラブルなどに発展することも多くなっている。さらに、チェーンメールやスパムメール*などの問題点が認識できず、適切な対処ができなかつたために被害者になったり加害者になったりすることもある。
- (2) メールを使って情報を発信することは、その先に必ずそのメールを受信する相手が存在する。その相手が友達などの親しい間柄の場合もあれば、見ず知らずの人とやりとりをする場合もある。また、複数の人たちと同時にやりとりする場合もある。そこで、様々な場面を想定し、メールを利用するときのマナーや心構えを生徒自身が考える場を設けることが大切である。

親しい友だちや見ず知らずの人から送られてきたメールとして提示する資料には、それぞれ問題点が含まれている。具体的な文面をとおして、その問題点に気付かせ、どう対応すればよいのかを考えさせる資料として適していると考える。

- (3) 導入においては、生徒が陥りやすいメールの使い方をアニメ画像の視聴をとおして理解させ、学習への意欲づけを図る。

展開前半では、メールと実際の会話を比較させながら、メールの特徴に気付かせる。展開後半では、問題のある様々なメールへの対応を考えさせることによって、使い方によつては、自分が被害を受けるだけでなく、相手の人権を侵害する道具となつたり命までも脅かす危険性があつたりすることを認識させる。

まとめでは、メールで情報を発信する場合の心構えを、三つの視点からまとめさせる。そして、相手とのコミュニケーションの道具の一つとして、メールをどのように利用していくかを真剣に考えさせる。

2 ねらい

- (1) メールの特徴を知り、常に相手の気持ちを考えたメールのやりとりができる。
- (2) メールで情報発信するときの心構えを知り、自分が発信したことに伴うリスクと責任を自覚することができる。

3 指導上の留意点

- (1) 学校や生徒の実態にもよるが、2時間扱いで指導することが望ましい。
- (2) 技術・家庭科や総合的な学習の時間等と連携を図ると、一層効果が期待できる。

4 展開

学習活動		指導上の留意点	評価の観点・方法
導入	1 アニメーション「サヨナラが言えない」を見る。 アニメを見て、そのとおりだと思う人はいるかな？ どこに共感するかな？	○アニメーションの代わりに、再現劇場（マンガ）を提示してもよい。	
展開前半	2 送られてきた二つのメールをとおして、その特徴を考える。 メールは相手が見えないから普通の会話と違うね。どこが違うだろう？	○AとBの文面を読んだときに受ける感想を素直に発表させる。 ○Aについては、2人組で実際の会話をロールプレイさせてもよい。	
展開後半	3 様々なメールの問題点やその対処法を考える。 次のようなメールが届いた場合、どう対応したらいいだろう？ ●チェーンメール ●スパムメール ●なりすましメール* ●誹謗中傷メール ●脅迫メール など	○どこが問題なのかを指摘させ、対応の仕方を小集団で考えさせる。 ○メールと実際の会話を比較させながら考えさせ、メールの特徴を導きださせる。 ○メールは文字を主としたやりとりであるため、気持ちや感情までは伝え切れないことを押さえる。	○メールの特徴を知り、メールが人と直接話すようなコミュニケーションにおいていないことがわかったか。（発表内容） ○意欲的に話合いに参加しているか。（観察）
まとめ	4 学習のまとめをする。 (1) 情報発信する場合の心構えを考える。 次の三つの視点から、メールで情報発信する際の心構えを考えてみよう。 ●マナーのこと ●気を付けたいこと ●やってはいけないこと (2) 友だちとの連絡にメールを使う場合の心構えを考える。	○ワークシートに書いてまとめさせる。 ○マナーのことでは、常に相手の立場になってメールを発信する心構えについて強調する。 ○気を付けたいことでは、むやみに情報発信すると、被害者や加害者になりやすいことを強調する。 ○やってはいけないことについては、遊びのつもりでやってしまったことが相手を傷つけるだけでなく、犯罪行為につながることもあることを強調する。（実際に起きた事件の新聞記事を提示できれば、より効果的である） ○メールは、用件を伝えるための道具の一つとして意識させる。	○メールで情報発信するときの心構えを理解し、自己責任のもと、情報発信する態度が身に付いたか。（発表内容、ワークシート） ○自分のこととして真剣に考えているか。（観察）

5 資料

(1) 導入のアニメーション 第1話「サヨナラが言えない」ケースNo.01（3分40秒）

教材「みんなのケータイ」(<http://www.moba-ken.jp/theme/kidsmobile/textbook#>) より
ダウンロード

[参考]

「メールで友だちと夜中まで
おしゃべり。楽しいけど、
でもちょっと……」

（配布用素材「みんなのケータイ」より引用）



再現劇場 “いつまでもつながってるのって、ちょっと疲れる……かも”

(2) 展開前半のメール（親しい友だちからのメール）

A：おーい、ヒロシ。明日、いっしょに本屋に行く約束、覚えているよな。午前10時に、〇〇公園に集合。今度は、忘れるなよ。

B：ヒロシくん。明日、一緒に本屋に行く約束、覚えてる？ 午前10時に、〇〇公園に集合だよ。楽しみに待ってるよ。今度は、忘れないでね。

(3) 展開後半の問題のあるメール

- ①おめでとうございます。これは幸福を呼ぶメールです。ただし、このメールを止めてしまうと、あなたに不幸が訪れます。3日以内に、5人の人に同じメールを流してください。
- ②突然、申し訳ありません。急性白血病の友人を助けるために、RH(-)B型の血液が、必要となりました。お友だちに連絡していただけるなど、ご協力いただける方は、あなたの住所、氏名、年齢、電話番号を下記のところまでお知らせください。
- ③〇〇先生、チヨー、ウザクない。いちいち細かいことまで注意して。マジ、むかつくな!! そのうえ、すぐにカッターと来て。もう、ガマンできない！
- ④こんにちは。3年B組の〇〇です。前からあなたの方が好きでした。直接、言えないでメールを送りました。返事を待っています。
- ⑤ぼくたちは、中学校で地球温暖化について調べています。地球温暖化について教えてください。
- ⑥やってくれるじゃん。今日のテストの時、カンニングしていたな。センコーはごまかせても俺はしっかり見たぞ！ チクられたくなかったら、口止め料として〇〇円支払ってもらおうか。

(4) 情報発信するときの心構え（参考例）

① マナー上のこと

- 自分の名前を名乗らないメール
- 尋ねているのにマナーが悪いメール
- 自分勝手なメール（相手のことや時間帯を考えないメール）

② 気を付けたいこと

- チェーンメールの転送
- メールアドレスの間違による誤発信
- 個人情報の提供

③ やってはいけないこと

- いたずらメール
- いやがらせメール
- 他人のプライバシーを侵害したメール
- 犯罪行為になるメール
- 誹謗中傷メール
- なりすましメール

(5) ワークシート

正しいメールの使い方		
		
年 組 氏名 ()		
<input type="radio"/> メールで情報発信する際の心構えを考えよう。		
[マナー上のこと]	[気を付けたいこと]	[やってはいけないこと]
<input type="radio"/> 友だちとの連絡にメールを使うなら、どんな使い方がいいだろうか？		
		

◆参考文献

- 「みんなのケータイ2」 株式会社NTTドコモ モバイル社会研究所
- 「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」 (財)コンピュータ教育開発センター
- 「ネットいじめ・誹謗中傷の解消に向けて」 インターネット社会におけるいじめ問題研究会

□ 高等学校での取組

高等学校	全学年
掲示板等への書き込み	
ホームルーム活動	

インターネットと人権感覚 —掲示板等への書き込みについて—

1 ねらい

掲示板やプロフィールサイト*等への書き込みは、匿名で不特定多数への情報発信が容易にできる反面、プライバシーの侵害やネットいじめの温床になりやすく、法律に触れる場合（名譽毀損罪*・侮辱罪*など）もある。心ない書き込みがどのような影響を及ぼすかを生徒に考えさせ、自他の人権に配慮したインターネットの使い方を理解させたい。

2 学習上の留意点

(1) ルールとマナーの遵守について

掲示板の特徴として、匿名性が高い、不特定多数の人に読まれる、一度書き込むとその内容を削除しにくい、相手にどのように伝わったのか分かりにくい、などがある。そのため、掲示板等に書き込む際には配慮が必要である。書き込みに誹謗中傷する内容が含まれていた場合、どのような気持ちになるか、事例を通して生徒に考えさせ、書き込みをする際のルールとマナーを理解させたい。なお、ここで使用する事例には不適切な用語も含まれているが、あくまで授業で使用する教材として活用いただきたい。

(2) 個人情報の保護について

個人情報*を安易に公開することは危険である。ダイレクトメールに使用されるだけでなく、ストーカーや誘拐などの犯罪に利用される恐れもある。また、自分の個人情報だけでなく、他者の個人情報を掲示板等に書き込むことは、プライバシーの侵害になることも理解させたい。

(3) 書き込み内容の真偽について

掲示板等の中には、不適切な情報や、悪意を持った書き込みなども見られので、この中に書かれている内容をそのまま信用することは危険である。ここでは、掲示板等に書かれている内容が、必ずしも正しくないことを理解させ、危険な情報から自分を守る方法を学ばせたい。

(4) 有害サイトについて

法律で利用が禁止されている出会い系サイトやアダルトサイト等は、犯罪に巻き込まれる可能性があるのでアクセスしないように指導する。

(5) 活用について

展開例等は、学校やクラスの事情に合わせて活用することが望ましい。また、情報や総合学習の授業等と連携を図ると、より一層効果が期待できる。

3 展開

主題	インターネットと人権感覚 一掲示板等への書き込みについて一	
目標	1 不適切な書き込みが、他者を傷つけたり、プライバシーの侵害につながることを認識させ、情報の発信にはルールとマナーがあることを理解させる。 2 掲示板等への書き込みの在り方を考えることによって、自分とともに他者を大切にする態度を身に付けさせる。	
	活動内容	指導上の留意点
展開	1 掲示板について考える。 (1) 掲示板の特徴を理解する。 (2) 事例の問題点を考える。 2 プロフィールサイトについて考える。 (1) プロフィールサイトについて理解する。 (2) 事例の問題点を考える。 (3) 個人情報を公開する危険性について理解する。 3 インターネットを利用する際のルールとマナーを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な事例をとおして、掲示板の特徴を理解させる。 ○ 心ない書き込みが、他者を傷つける可能性のあることに気付かせる。 ○ 掲示板の書き込みを鵜呑みにせず、その真偽を判断するように促す。 ○ プロフィールサイトの概要を理解させる。 ○ 書き込みによってどのような事態が生じるかを考えさせる。 ○ インターネット上の書き込みによって、自分が被害者にも加害者にもなる可能性があることを理解させる。 ○ インターネット上には、自分に危険を及ぼすサイトが存在することを理解させる。 ○ インターネットを利用する際には、相手の立場に立って考え、行動することが大切であることを理解させる。
評価の観点	1 自分の問題としてとらえ、積極的にホームルーム活動に参加したか。 2 インターネット上の書き込みが、自分や他者の人権を侵害する恐れがあることを理解できたか。 3 インターネットを利用する際のルールとマナーを身に付けることができたか。	

4 資 料

(1) 掲示板への書き込み

次の文章は、○○高校の裏サイト（架空）を取り上げたものです。この文章を読んで、以下の質問に答えてください。

資料1

○○高校

#36 [名無し] 7/13 22:47

A男はキモイ、ウザイ。マジむかつくな。成績ええけど、カンニングしよるし。キモ、キモ、キモ、キモ、キモ、キモ、キモ、キモ、キモ、キモ、キモ。

#37 [名無し] 7/13 24:11

そうそう。クサイシー。

#38 [名無し] 7/14 18:11

実名出すな。ボケ。くだらん。

#39 [名無し] 7/14 20:31

おまえだれなん？関係ないし――

*不適切な用語が含まれているが、あくまで授業の場で使用すること。

問1 掲示板の文章を読んで、問題と思われる箇所を抜き出しましょう。

問2 問1で抜き出した箇所について、どう思うか、また、なぜ問題なのかを記してみましょう。

(2) プロフィールサイトへの書き込み

次の文章は、プロフィールサイト（架空）での書き込みを取り上げたものです。この文章を読んで、以下の質問に答えてください。

資料2

友達と一緒に撮った写真です	[HN] あゆみ
	[性別] 女の子
	[住んでいるところ] 松山市一番町1丁目
	[職業] 松山高校2年
	[メールアドレス] ayumi@eh.ne.jp
	掲示板 byともや 愛媛高のともやです。ヨロシク。 byあゆみ めちゃうれしいです。どこに住んでるの？ ケータイは？ byともや 住所は今治市〇〇町、携帯は090-0000-XXXX

問1 プロフィールサイトを読んで、プライバシーに該当する箇所を抜き出しましょう。

問2 このプロフィールサイトが公開された場合、どのような事態が想定されるか考えてみましょう。

◆参考文献

「事例で学ぶN e t モラル」 堀田龍也 三省堂

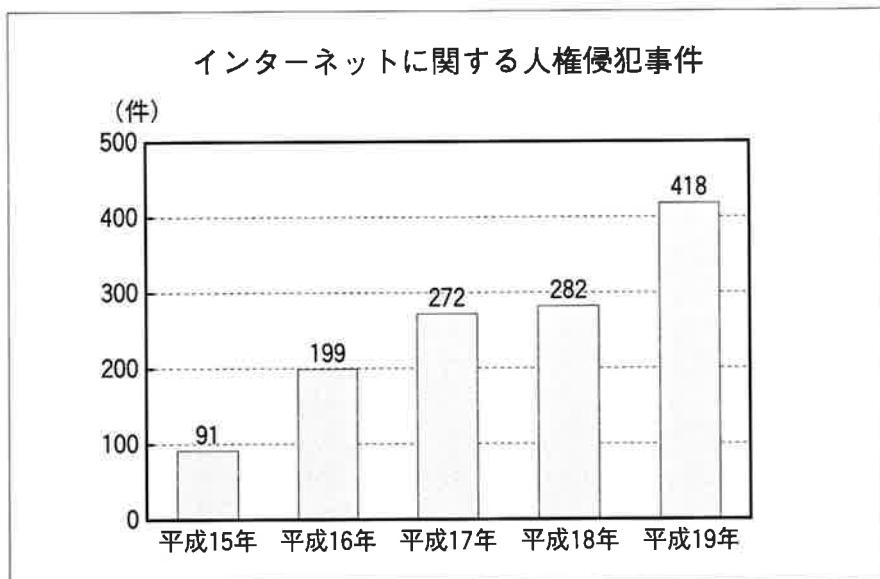
「情報モラル研修教材2005」 独立行政法人教員研修センター

「ネット社会の歩き方」 (財)コンピュータ教育開発センター

□ 家庭での取組

1 急増するネット上の人権侵犯

インターネットを利用した人権侵犯事例は、ここ数年、急激な増加傾向を示している。



出典「平成19年度中の『人権侵犯事件』の状況について（概要）」
(法務省人権擁護局 平成19年)

2 「ネット上のいじめ」の特徴

(1) 加害者になりうる

インターネット上では、匿名での書き込みが可能である。そのため、軽い気持ちで誹謗中傷や悪口を書き込んでしまうことがある。

(2) 被害が急速に拡大する

インターネット上の情報は、コピーして他の掲示板に投稿することができる。たくさんの掲示板でコピーが行われると、情報を目にする人が爆発的に増加し、被害が広がってしまう。

(3) 回復が困難である

インターネットは、世界中のパソコンにつながっていいる。そのため、原因となった掲示板の書き込みを削除しても、他の掲示板にコピーされている場合があり、これらを完全に消し去ることはほとんど不可能である。



3 被害にあったら……

掲示板やホームページ上で、プライバシーの侵害や、差別発言を受けるなどの人権侵害を受けた場合には、情報の発信者や情報を掲載している掲示板の管理人、プロバイダ等に、記事の削除要請や発信者情報の開示請求を行うことができる。

その場合には、掲示板等の内容を証拠として保存し、それを添付して掲示板の管理人、プロバイダ等に連絡する。

「ネットのいじめ」から 子どもたちを守りましょう

ケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けましょう

インターネット上では、常に新しいサイトやシステムが登場します。子どもたちが危険に巻き込まれないよう、保護者はできる限りインターネットの知識を得るように努め、利用の実態に目を向けましょう。

家庭のルールを決めましょう

家族でインターネット接続のルールや携帯電話利用のルールを作りましょう。

- 保護者の目の届く範囲でパソコンを使用すること。
- 1か月の利用時間やパケット通信料を決めるここと。
- 他人を傷つけるような使い方をしないこと。
- 送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合には、速やかに親に報告すること。
- ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には、携帯電話の利用を停止すること。



子どもの行動を見守りましょう

トラブルに巻き込まれた子どもは、必ず行動に変化が認められます。そのシグナルを見逃さないように、パソコンや携帯電話の使い方を普段から観察し、子どもの行動を見守りましょう。

フィルタリングサービスを活用しましょう

悪質なサイトを見せないことで、子どもたちが事件に巻き込まれることを未然に防ぐために、フィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）を活用しましょう。



○○相談窓口

相談窓口一覧



	窓 口	住所またはＵＲＬ・メールアドレス	電話番号
1	子どもの人権110番 (法務省人権擁護局)		0120-007-110
2	インターネット人権相談受付(法務省)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	
3	松山地方法務局 人権擁護課	松山市宮田町188-6	089-932-0888
4	法務局大洲支局	大洲市田口甲2022-18	0893-24-4155
5	法務局八幡浜支局	八幡浜市江戸岡 1-1-5	0894-22-0696
6	法務局宇和島支局	宇和島市天神町 4-40	0895-22-0770
7	法務局西条支局	西条市明屋敷168-1	0897-56-0188
8	法務局四国中央支局	四国中央市三島中央 5-4-31	0896-23-2407
9	法務局今治支局	今治市旭町 1-3-3	0898-22-0855
10	愛媛県警察本部生活安全部 生活環境課 サイバー犯罪 対策室	松山市南堀端町 2-2 http://www.police.pref.ehime.jp/jyouho/haitekuhanzai.htm	089-934-0110
11	財日本データ通信協会迷惑 メール相談センター (チェーンメール相談)	http://www.dekyo.or.jp/soudan/	03-5974-0068
12	愛媛県人権啓発センター (県庁人権対策課内)	松山市一番町 4-4-2	089-941-8037
13	愛媛県総合教育センター 教育相談研究室	松山市上野町甲650	089-963-3986
14	いじめ相談ダイヤル24 (子どものいじめ問題専用)	電子メール : younghl@quartz.ocn.ne.jp	0570-0-78310 089-960-8522

用語解説

用語	解説
ネットいじめ	インターネット上におけるいじめであり、Webサイトやメールなどを介して行われる。
学校裏サイト	学校の公式サイトとは別に、同じ学校に通う児童・生徒間の交流や情報交換を目的に作られた非公式サイト。ネットいじめの温床になるなど、問題点も指摘されている。
電子掲示板	インターネット上で、コメントを書き込んだり、そのコメントに対して返信できるようにした仕組みのこと。単に掲示板と呼んだり、BBS (Bulletin Board System) と呼んだりする。
フィルタリング	インターネット上の情報を選別すること。不適切な情報を制限する、という意味合いで使われることが多い。
サイト	特定のホームページ。
スレッド	インターネット上の掲示板やニュースなど、ある話題に関する記事をまとめたもの。
2ちゃんねる	国内の掲示板サイト。
出会い系サイト	友人や交際相手を探すためのサービスを提供するサイト。このサイトを利用して、犯罪に巻き込まれるケースも発生している。
チャット	「話をする」という意味で、ネットワークを通じて二人以上の相手とリアルタイムに文字で交信すること。
メールアドレス	メールを利用する人を識別するためのもので、アドレスとも言う。
個人情報	個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、学校名等の記述により、特定の個人を識別することができるもの。
ログ	コンピュータの操作記録のこと。
インターネットリテラシー	インターネットを活用する能力や技術のこと。
ハンドルネーム	インターネット上で使用されるニックネーム。
プロバイダ	インターネットへの接続を仲介する業者。
スパムメール	受信者の意向を無視して送られてくるメール。
なりすましメール	他の人物（企業）になりすまして、偽の送信者名でメールを送信すること。
プロフィールサイト	携帯サイト上で、自己紹介のページを作成できるサービスの総称。
名誉毀損罪	公然と事実を摘示して、人または死者の名誉を害する罪。
侮辱罪	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱することによって成立する罪。

いじめ対策ネットワーク研究評価委員

臨床心理士	紅谷 博美
松山大学経営学部教授	石川正一郎
愛媛県 P T A 連合会副会長	渡部 恵美
今治市教育委員会教育長	倉永 忠
前松山市教育委員会教育長	土居 貴美
松山市教育委員会教育長	山内 泰
伊方町教育委員会教育長	田村ヤエ子
愛媛県教育委員会生涯学習課長	眞鍋 幸一
愛媛県教育委員会義務教育課長	福本 純一
愛媛県教育委員会人権教育課長	宮崎 悟
愛媛県教育委員会東予教育事務所長	高橋 実樹
愛媛県総合教育センター所長	藤上 恵三

啓発資料作成委員

今治市教育委員会学校教育課指導係長	豊島 順廣
今治市立朝倉中学校 教諭	村上 章二
教諭	越智 建喜
教諭	八木 春樹
今治市立上朝小学校 教諭	川本 康毅
教諭	進藤 亮輔
教諭	矢野 清子
今治市立下朝小学校 教諭	繁信 亮二
教諭	森 成治
教諭	廣瀬 佳美
今治市立南中学校 教諭	門岡 達也
教諭	白石 宣之
教諭	藤井 博美
今治市立富田小学校 教諭	藤原 勝彦
教諭	阿部 宏章
教諭	越智 孝弘
今治市立清水小学校 教諭	宇高 淑文
教諭	片平 通彦
教諭	井手 幸枝

愛媛県教育委員会人権教育課	課長	宮崎 悟
課長補佐	大本 芳文	
社会啓発係長	越智 基博	
学校指導係長	住野 秀志	
担当係長	柿本 久	
指導主事	小黒 裕二	
指導主事	櫛部 昭彦	
指導主事	森 昭彦	
指導主事	峯本 陽子	
指導主事	水木 悅三	
指導主事	上田 正弘	
専門員	宮川 利光	
愛媛県教育委員会東予教育事務所	指導主事	武田 完
愛媛県教育委員会東予教育事務所	社会教育主事	若田 彰
愛媛県教育委員会中予教育事務所	社会教育主事	森田 清延
愛媛県教育委員会南予教育事務所	指導主事	好見 賢治
愛媛県教育委員会南予教育事務所	社会教育主事	酒井 史朗
愛媛県総合教育センター	研究主事	石崎 一水
愛媛県総合教育センター	研究主事	太古 俊男

いじめ問題の解決に向けてⅡ

発行 平成21年3月

編集者 愛媛県教育委員会人権教育課

発行者 愛媛県教育委員会人権教育課

